

長崎市農業委員会 令和 8 年 7 月第 1 回総会 議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 21 日 13:45 開会
15:10 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3 出席農業委員（19 名）

岩永 一也	岩本 隆	尾崎 正孝	上川 満治	河平 久明
城戸 利美	木村 眞実	柴原 恵	野中 麻美	野本 英世
平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	村田 美津枝
森内 悟己	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀	

4 欠席農業委員（0 名）

5 出席職員

鈴木市長

【農林振興課】末永課長 峯松企画農政係長

【農委事務局】大場事務局長 松尾事務長 平尾農政管理係長 中山農地係長 浦上主事

6 議事

【付議事項】

- （1）長崎市農業委員会会長の互選について
- （2）長崎市農業委員会会長の職務代理者の互選について
- （3）長崎市農業委員会運営委員会委員の指名について
- （4）小委員会の設置について
- （5）長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選定について

○事務局長 改めまして、本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私は水産農林部長兼農業委員会事務局長を仰せつかっております大場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではただ今より、長崎市農業委員会第１回総会を開催いたします。議長が決まるまで事務局が会を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務長 農業委員会事務局事務長の松尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の農業委員会第１回総会は、農業委員会の委員の任期満了による新委員の任命後、最初に行われる総会となりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第１項ただし書きの規定に基づき、市長が招集することになっております。はじめに、鈴木市長がご挨拶を申し上げます。

○市長 改めまして皆さん、こんにちは。長崎市長の鈴木史朗でございます。今日は長崎市農業委員会新委員の下での第１回総会の開催にあたりまして、ご参集をお願いしましたところ、ご多用の中、また暑い中ではございますけれども、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど辞令書をお渡しいたしました但、選任された委員の皆さま、改めましてご就任おめでとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。再任の委員の皆さまはご存じのことと思いますけれども、農業委員会は農地法に基づく農地の権利移動関係の審議や許可などの事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」のために「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に積極的に活動していくことが求められています。また、令和６年度に策定しました「地域計画」の実現に向け、農地所有者への意向調査の実施や、地域の話し合いの場における中心的な役割も求められています。農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化、担い手の減少、遊休農地の増加など、非常に厳しい状況が続いておりますが、皆様におかれましては、今

後、農業委員会で委嘱される農地利用最適化推進委員と協力し、長崎市などの関係機関と地域の農業者とのパイプ役として、農業振興により一層のお力添えを賜りますよう、なにとぞよろしくお願いいたします。本日は会長選出をはじめ、多くの議案が提出されております。十分にご審議をお願いいたしますとともに、委員の皆さまのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務長 ありがとうございます。本日、市の水産農林部より職員が出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。農林振興課より出席いただいております末永農林振興課長でございます。同じく農林振興課峯松企画農政係長でございます。それでは、ここで議事に入る前に、市長を囲みまして記念撮影を行います。係員が順番に誘導しますので、しばらくお待ちください。

— 写真撮影 —

○事務長 それでは、鈴木市長、末永課長、峯松係長におかれましては、公務のためここで退席させていただきます。ありがとうございます。それではこれから準備のため、暫時休憩とさせていただきます、午後 2 時 10 分から再開させていただきます。

— 休憩 —

○局長 それでは総会を再開いたします。今回は農業委員会委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でございますので、会長が決定するまで臨時議長をたてまして、議事を進めさせていただきます。臨時議長は地方自治法第 107 条の規定を準用しまして、年長の委員になります、岩本隆委員を指名させていただきます。岩本委員は議席へお願いいた

します。

○議長 それでは、新しい会長が選任されるまでの間、私の方で議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いします。それでは委員定足数の報告を事務局からお願いします。

○事務長 本日の総会につきましては、出席委員 19 名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、本日お手元に農業委員名簿を配布しておりますのでご参照ください。なお、砂濱委員におかれましては、現在木村姓で大学講師として職務を行っておられます関係上、農業委員会においても、これまでと同様に木村姓で活動されますことを補足させていただきます。

○議長 ありがとうございます。次に議事録署名人を指名したいと思いますが、議長に一任いただけますでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 それでは、岩永一也委員と尾崎正孝委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○岩永委員・尾崎委員 了承

○議長 ありがとうございます。それでは議案の審議に入ります。第 1 号議案「長崎市農

業委員会会長の互選について」事務局から説明をお願いします。

○事務長 それでは、第1号議案「長崎市農業委員会会長の互選」について説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農業委員会会長の選出にあたっては、「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」ということになっております。この「互選」とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙することでありますから、本来、投票によって行うのが原則となっております。しかしながら、議会においては、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定による指名推選の方法によることも差し支えないとされております。同法では、「議会は、議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。」となっており、「指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員全員の同意があった者をもって当選人とする。」となっております。従いまして、この規定を準用して「指名推選」とする場合には、会長選出を選挙ではなく「指名推選」という方法で行うことについての全員の同意、それと指名された者を当選人とすることについて、全員に異議がないことの2点が必要な条件となってまいります。参考までに、前回の時は、指名推選の方法により実施されております。説明は以上です。

○岩本議長 ただいま、事務局から説明がありましたように、会長選出については、指名推薦または投票の方法によるとのことではありますが、いかがいたしましょうか。ご意見をお伺いします。

○森山委員 前回と同様に指名推薦がよいと思います。

○議長 ただいま、指名推薦という意見がございましたが、他にご意見はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 それでは、指名推薦の方法でよろしいかお諮りします。賛成の委員の起立を求めます。

— 委員全員起立 —

○議長 ありがとうございます。ご着席ください。全員賛成ですので、指名推薦によることに決定いたします。どなたか推薦をする方がいらっしゃいますでしょうか。

○森山委員 会長経験が豊富で人望も厚い、平尾委員を推薦いたします。

○議長 ただいま、平尾委員を推薦するとのことご発言がありましたが、他に推薦者はございませんでしょうか。

— 推薦者なし —

○議長 指名推薦の場合は、皆様全員の同意が必要でございます。それではお諮りいたします。平尾委員を会長とすることに賛成の委員の起立を求めます。

— 委員全員起立 —

○議長 ありがとうございます。ご着席ください。全員賛成ですので、平尾委員を長崎市

農業委員会会長として当選人といたします。それではここで、会長に当選されました平尾委員にご挨拶をお願いいたします。

— 平尾会長あいさつ —

○議長 ありがとうございます。ただ今、今期の会長が決定いたしました。長崎市農業委員会会議規則第4条の規定により、これからの議事進行につきましては平尾会長にお願いすることといたします。皆様のご協力によりまして、臨時議長の職務を無事に終了することができました。ありがとうございます。

○議長 それでは早速でございますが、岩本委員さんと交代いたしまして、私が進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、第2号議案「長崎市農業委員会会長の職務代理者の互選について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、第2号議案「会長の職務代理者の互選」について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。会長の職務代理者につきましては、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき、又は、会長に事故があるときは、委員が互選した者が、その職務を代理するとなっております。この職務代理者の互選につきましても、会長の互選と同様に「選挙による方法」と「指名推選による方法」とがありますのでよろしくお願いいたします。なお、参考までに前回は、本件についても指名推選による方法により実施されております。説明は以上です。

○議長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、互選の方法としましては、会長の

互選と同様に指名推薦または投票の２つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。
ご意見をお伺いします。

○峰委員 前回と同様に、指名推薦がよいと思います。

○議長 ただ今、指名推薦というご意見がございましたが、他に意見はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 それでは指名推薦の方法でよいとお諮りいたします。賛成委員の起立を求めます。

— 委員全員起立 —

○議長 ありがとうございます。ご着席ください。全員賛成ですので、会長の職務代理者選出につきましては、指名推薦によることに決定いたします。どなたか推薦をする方はいらっしゃいますでしょうか。

○峰委員 推進委員歴も長く、女性の声をより一層反映させることが期待される、村田委員を推薦いたします。

○議長 ただ今、村田委員を推薦するのご発言がありましたが、他に推薦者はございませんでしょうか。

— 推薦者なし —

○議長 指名推薦の場合は、皆様全員の同意が必要でございます。それではお諮りいたします。村田委員を会長の職務代理者とすることに賛成の委員の起立を求めます。

— 委員全員起立 —

○議長 ありがとうございます。ご着席ください。全員賛成でございますので、村田委員を長崎市農業委員会会長の職務代理者の当選人といたします。それでは、村田委員の前の席に移動していただき、ご挨拶をお願いいたします。

— 村田会長職務代理者あいさつ —

○議長 続きまして、第３号議案「長崎市農業委員会運営委員会委員の指名について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、第３号議案「長崎市農業委員会運営委員会委員の指名」について説明いたします。議案書の４ページをご覧ください。「長崎市農業委員会運営委員会規程」第３条第１項により、運営委員会は、運営委員７人以内で組織することとなっております。なお、運営委員につきましては、第３条第２項第１号で、「委員会の会長及びその職務を代理する者」、同項第２号で「委員会が指名する委員」となっておりますので、会長と会長職務代理者以外に５人以内の運営委員を指名する必要があります。運営委員会につきましては、農業委員会の円滑かつ適正な運営を図るために設置しているもので、各地域・各方面に渡る事項を協議することとなりますので、運営委員の地域的な偏りが出ないようにする必要がありますことから、事務局案としては、これまで通り会長及び職務代理者が出てい

る地域以外の４地域から各地域一人ずつの４人と中立委員一人を「委員会が指名する委員」として、運営委員会の構成メンバーとしてはどうかと考えております。つきましては、まずは、今、事務局から提案した内容でよいかをご審議いただき、それをご了解いただきましたら、会長と職務代理者以外の地域につきましては、このあと各地域の委員でご協議いただき、運営委員１人をご選出いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、会長と会長職務代理者以外に委員会が指名する５名以内の運営委員につきまして、会長及び職務代理者以外の４地域から各地域１名と中立委員１名の計５名とすることについて、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。会長と会長職務代理者以外に委員会が指名する５名以内の運営委員を、会長及び職務代理者以外の４地域から各地域１名と中立委員１名とすることとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。事務局案を採用することといたします。それでは、会長と職務代理者以外の地域から運営委員を選出していただくため、暫時休憩いたしますので、各地域において話し合いをお願いします。会場の後ろに地域ごとに席を用意しておりますので、各地域で集まっていただき、協議をお願いします。運営委員が決まりましたら事務局にご報告いただき、今の席にお戻りください。それでは席の移動をお願いします。

— 各地域で協議 —

○議長 それでは議事を再開いたします。各地域の運営委員が決まりましたので、事務局から報告をお願いします。

○事務長 それでは、会長と職務代理者以外の各地域から選出いただいた運営委員を報告いたします。旧長崎地域、森内悟己委員。東長崎地域、松尾隆治委員。式見・三重・外海地域、岩永一也委員、三和・野母崎地域、柴原恵委員。以上の皆様でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から報告がありました各委員を運営委員として指名したいと思います、よろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、事務局から報告がありました各委員を運営委員として指名することに決定いたします。なお、運営委員の皆さまにおかれましては、運営委員会を今週の 24 日金曜日 14 時から開催しますので、ご出席をお願いします。

また、我々委員で組織しております「農業委員会互助会」における幹事も担っていただくこととなりますので、併せてよろしくお願いします。続きまして、第 4 号議案「小委員会の設置について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、第 4 号議案「小委員会の設置」について説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。小委員会につきましては、長崎市農業委員会会議規則第 10 条の

規定に基づき、現在「長崎市農業委員会遊休農地対策検討委員会」が設置されておりますが、この委員会を従前のおり設置することや、新たな小委員会の設置が必要かどうかについて決定する必要があるため、お諮りさせていただくものです。なお、事務局としましては、引き続き推進体制を強化していく必要がある「遊休農地対策検討委員会」は、残したいと考えているところでございます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第４号議案について、小委員会は遊休農地対策検討委員会を設置することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第４号議案について、小委員会は遊休農地対策検討委員会を設置することに決定いたします。なお、当該委員会の委員につきましては、長崎市遊休農地対策検討委員会設置要綱第３条において、会長及び会長職務代理者と農業委員会が指名する委員で組織することとなっております。この場で併せて委員の指名を行うべきですが、農業者年金加入推進部長や農委だより編集委員などとの兼ね合いがありますので、それらと併せて総会後に行います全員協議会において決定したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。遊休農地対策検討委員会の委員につきましては、全員協議会において決定させていただくことといたします。続きまして、第5号議案「長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選定について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、「長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選定」について説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。「農業委員会等に関する法律」第17条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたり、公募により推薦・応募のあった26人の候補者の中から「長崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例」第3条により定められている定数24人を選定する必要があるため、この議案を提出いたしております。まず、選定基準（案）をご説明いたします。別紙にしております資料②-1「長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員選定基準（案）」をご覧ください。

1 選定にあたっての要件は、「①農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。」で、且つ「②地域ごとに必要な推進委員数を満たすように選定する。」こととしています。

①については、公募の際に求める条件としていた内容で、②については、資料中段の表に記載のとおり、長崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に基づいた「地域ごとの推進委員数」が必要になります。なお、①の（1）（2）にあります欠格事項につきましては、いずれの候補者も該当がなかったことを、事務局において確認しておりますので申し添えます。

次に「2 推進委員を選定する評価基準として着目する事項」になります。1点目が、農地等の利用の最適化の推進に関する熱意・意欲・積極性。2点目が、地域の中心的な役割を担うための、信頼性・指導力。3点目が、地域との関わり。4点目が、農業に関する知識・経験となります。以上の4つの項目について、表右側の主な着目点を参考にしていた

だき、お配りしている資料②-2 からご判断していただきたいと思います。

資料の裏面をご覧ください。次に、具体的な選定の方法になりますが、①の推進委員候補者が定数内である「東長崎地域」、「式見・三重・外海地域」、「三和・野母崎地域」、「琴海地域」の選定方法につきましては、出席委員の過半数の同意により決定します。なお、旧長崎地域と東長崎地域両方に応募のあった上戸好美さんにつきましては、住所地の地域の「旧長崎地域」への応募として取り扱います。②の推進委員候補者が定数を超えた地域、旧長崎地域、茂木地域になりますが、選定方法につきましては、当該地域の候補者全員の氏名を記載した投票用紙を当該二つの地域の出席委員に、それぞれ配付しますので、適任と思われる候補者に「○」を付して投票いただきます。なお、「○」を付すのは最大で定数までとしますので、定数を超えて「○」を付した投票は無効となります。投票の結果、「○」を得た数が多い順に候補者を選定することとなります。なお、定数の最下位が複数となった場合は、当該複数となった候補者同士で再投票を行い、順位を決定し選定していただきます。投票での選定後、選定した候補者について、出席委員の過半数の同意により決定いたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りします。長崎市農地利用最適化推進委員の選定において、当該基準案のとおり選定を行うこととしてよいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは当該基準案を長崎市農業委員会農地利用最適化

推進委員選定基準として決定し、推進委員の選定を行っていききたいと思います。

推薦・応募のあった候補者の人数ですが、委員定数を超えた地域は旧長崎地域と茂木地域になり、それ以外の地域は定数どおりの人数となっております。選定の順序として、まずは東長崎地域、式見・三重・外海地域、三和・野母崎地域、琴海地域の選定についてお諮りし、次に旧長崎地域、茂木地域の選定を行うための地域の委員における投票を行っていただきたいと思います。それでは候補者の推薦・応募内容が記載されている資料②-2をご覧ください。まず、定数内の東長崎地域、式見・三重・外海地域、三和・野母崎地域、琴海地域の候補者についてご確認いただく時間を５分ほどとります。

— 候補者確認 —

○議長 それでは議事を再開いたします。推進委員の選定について、順にお諮りしてまいります。まずは東長崎地域の４名です。松尾健人さん、野口洋太郎さん、松本守さん、本田雅博さんを選定することに同意いただける方は挙手をお願いします。

— 挙手 —

○議長 過半数の同意が得られましたので、委嘱することに決定いたします。

次に、式見・三重・外海地域の３名です。小方貴子さん、宮崎好徳さん、山口栄治さんを選定することに同意いただける方は挙手をお願いします。

— 挙手 —

○議長 過半数の同意が得られましたので、委嘱することに決定いたします。

次に三和・野母崎地域の４名です。橋口清さん、松浦行信さん、松本貞幸さん、山口憲昭さんを選定することに同意いただける方は挙手をお願いします。

— 挙手 —

○議長 過半数の同意が得られましたので、委嘱することに決定いたします。

次に琴海地域の５名です。今村秀喜さん、川口智也さん、久保正さん、田中幹生さん、松林和幸さんを選定することに同意いただける方は挙手をお願いします。

— 挙手 —

○議長 過半数の同意が得られましたので、委嘱することに決定いたします。

続きまして、定数を超えた旧長崎地域と茂木地域の選定を行うため、それぞれの地域の農業委員で投票を行っていただきます。候補者の推薦・応募内容を確認し、投票先を決める時間を５分ほど取りたいと思います。それ以外の地域の皆さまにつきましても、資料にて２地域の候補者の推薦・応募内容を今一度ご確認ください。それでは５分後に再開いたします。

— 候補者確認 —

○森山委員 投票の前に、地域で話し合いはしなくていいんですか。

○議長 ただいま、地域で話し合いをしたらどうかという意見がありましたので、事務局から説明をお願いします。

○事務長　今回、旧長崎地域と茂木地域にお一方ずつ応募がございました。その中で、応募があった方が客観的に分かる方法というのを考えますと、一番いいのは投票方式なのかなというふうに考えられますので、以前はおそらく話し合いだったかと思うんですけども、そのあたりを分かりやすくするために投票方式をとらせていただいています。以上でございます。

○議長　それでは議事を再開いたします。投票にあたりましては、地方自治法第118条に公職選挙法の規定を準用し、あらかじめ候補者名を記載した投票用紙に丸印を記載する記号式投票で行います。当選人は得票数の多い順に選定します。なお、定数の最下位が複数となった場合は、当該複数となった候補者で再投票を行い、上位の者から選定します。よろしいでしょうか。

○委員全員　異議なし

○議長　それでは、旧長崎地域と茂木地域の選挙を行います。旧長崎地域の出席委員は3名、茂木地域の出席委員は4名であります。それでは投票用紙と筆記用具を配布します。

— 投票用紙等配付 —

○議長　投票用紙を配られていない方はいらっしゃいませんか。

— 配布漏れ確認 —

○議長 配布漏れはないものと認めます。続きまして、投票箱を改めます。

— 投票箱確認 —

○議長 異常なしと認めます。それでは投票用紙にそれぞれの地域の推進委員候補者名が書かれておりますので、適任と思う候補者の氏名の横に丸印を定数以内で記載してください。どちらの地域も４名までです。５名以上に丸を付けた場合は無効になりますのでご注意ください。記載された方から投票をお願いします。

— 投票 —

○議長 投票していない方はいらっしゃいませんか。投票漏れはないものと認めます。それではこれを持ちまして投票を終了いたします。

続きまして、開票を行うにあたり、開票立会人を指名いたします。森山委員並びに木村委員を指名します。両委員の立ち会いをお願いいたします。ただ今から開票を行います。

— 開票 —

○議長 選挙の結果を報告いたします。まず、旧長崎地域の投票総数は３票。これは出席委員数と同数であります。うち、有効投票数３票、無効投票数０票。有効投票数中、上戸好美さん０票、浦川英敏さん３票、中村数昭さん３票、吉岡信男さん３票、山下和孝さん３票。よって、得票数の多い方から選定することとなり、浦川さん、中村さん、吉岡さん、山下さんが旧長崎地域の農地利用最適化推進委員に選出されました。それでは皆様にお諮りいたします。浦川さん、中村さん、吉岡さん、山下さんを選定することに同意いただけ

る方は挙手をお願いします。

— 挙手 —

○議長 過半数の同意が得られましたので、委嘱することに決定いたします。

続きまして、茂木地域の投票数は 4 票。これは出席委員数と同数であります。うち、有効投票数 4 票、無効投票数 0 票。有効投票数中、永川俊太郎さん 0 票、三浦芳人さん 4 票、中山辰也さん 4 票、野口弘人さん 4 票、浦川雅晴さん 4 票。よって、得票数の多い方から選定することとなり、三浦さん、中山さん、野口さん、浦川さんが茂木地域の農地利用最適化推進委員に選出されました。それでは皆様にお諮りいたします。三浦さん、中山さん、野口さん、浦川さんを選定することに同意いただける方は挙手をお願いいたします。

— 挙手 —

○議長 過半数の同意が得られましたので、委嘱することに決定いたします。以上選定した 24 名につきましては、7 月 29 日の総会におきまして、農地利用最適化推進委員の委嘱を行うことといたします。

本日は皆様の慎重なご審議のもと、提案されました付議事項の審議が無事終了できましたことに感謝申し上げ、総会を閉会といたします。ありがとうございました。